

○ 国立大学法人山梨大学情報公開の申請書等に関する細則

制定 平成28年10月31日

改正 令和元年5月31日

令和3年3月30日

令和4年6月27日

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人山梨大学の保有する情報の公開に関する取扱規則（以下「規則」という。）第12条の規定に基づき、国立大学法人山梨大学の情報開示に必要な様式を定める。

(様式)

第2条 規則に基づき、国立大学法人山梨大学の保有する情報の公開の申請等を行う場合には、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に定める様式、または別表に規定する様式を使用するものとする。

附 則

- 1 この細則は、平成28年10月31日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 国立大学法人山梨大学情報公開の申請書等に関する要項（平成16年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この細則は、令和元年5月31日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年6月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

規則該当条文	必要な書類の名称	実施手続の際使用する書類
第3条第2号	法人文書開示請求書	別紙第1号様式
第5条第2項	法人文書開示決定延期通知書	別紙第2号様式
第5条第3項	法人文書開示決定特例延期通知書	別紙第3号様式
第5条第4項	法人文書の開示請求に関する事案の移送通知書	別紙第4号様式
第5条第5項	第三者に係る法人文書の開示請求に関する通知	別紙第5号様式
第5条第6項	第三者に係る法人文書開示決定通知書	別紙第6号様式
第5条第7項	法人文書開示決定通知書	別紙第7-1号様式
第5条第7項	法人文書部分開示決定通知書	別紙第7-2号様式
第5条第7項	法人文書不開示決定通知書	別紙第7-3号様式
第6条第2項	開示の実施方法の申出書	別紙第8号様式
第6条第2項	更なる開示の申出書	別紙第9号様式
第9条第2項	開示実施手数料減額・免除申請書	別紙第10号様式
第9条第4項	開示実施手数料減額・免除決定通知書	別紙第11号様式
第11条第2項	情報公開・個人情報保護審査会への諮問に関する通知	別紙第12号様式
第11条第3項	審査請求に対する決定通知書	別紙第13号様式

別紙第1号様式（規則第3条第2号関係）

年 月 日

法人文書開示請求書

国立大学法人山梨大学 殿

ふりがな
氏 名 （法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）住所又は居所（法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地）
〒

電話番号 （ ） ー

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定により、次のとおり請求します。

<p>請求する法人文書の名称等</p> <p>〔請求に係る法人文書が特定できるよう、できるだけ具体的に記入してください。〕</p>	
<p>備考（任意記入）</p> <p>〔①求める開示の実施方法 ②大学において開示の実施を求めるか又は写しの送付の方法によるかの別について記入してください。〕</p>	<p>① 開示の実施方法 1 閲覧 2 写しの交付 3 その他</p> <p>② 希望する方に○を付してください。 イ 大学において開示の実施を求める（この場合、希望日を記入してください。） 年 月 日（ ） 時 分 年 月 日（ ） 時 分 ロ 写しの送付による開示の実施を求める</p>

（*以下は記入不要）

受理年月日	年 月 日	受付担当	総務部総務課 () ー
決定期限	年 月 日	整理番号	
開示請求手数料	300円× 件 =		円

別紙第2号様式（規則第5条第2項関係）

梨大総発第 号
年 月 日

法人文書開示決定延期通知書

殿

国立大学法人山梨大学

年 月 日付けで申請のありました法人文書の開示の請求については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第10条第2項の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

法人文書の名称	
決 定 期 限	年 月 日
延長する期間	日間
延長後の決定期限	年 月 日
延長の理由	

(注) 不明な点がある場合には、総務部総務課（TEL 055-220-8004）にご連絡ください。

別紙第3号様式（規則第5条第3項関係）

梨大総発第 号
年 月 日

法人文書開示決定特例延期通知書

殿

国立大学法人山梨大学

年 月 日付けで申請のありました法人文書の開示の請求については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第11条の規定により、次のとおり法人文書の相当部分を除く残りの部分について、決定する期間を延長しましたので通知します。

法人文書の名称	
決 定 期 限	年 月 日
相当部分を除いた 決定期間を延長する 残りの部分	
残りの部分の決定 を延長する期間	日間
残りの部分の延長 後の決定期限	年 月 日
延長の理由	

(注) 不明な点がある場合には、総務部総務課（TEL 055-220-8004）にご連絡ください。

別紙第4号様式（規則第5条第4項関係）

梨大総発第 号
年 月 日

法人文書の開示請求に関する事案の移送通知書

殿

国立大学法人山梨大学

年 月 日付けで申請のありました法人文書の開示の請求については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第12条第1項（第13条第1項）の規定により、次のとおり事案を移送しましたので通知します。

法人文書の名称	
事案の移送先（行政機関の長又は他の独立行政法人等）の名称及び担当	担当 住 所 電話番号 （ ） —
事案の移送をした理由	

（注）不明な点がある場合には、総務部総務課（TEL 055-220-8004）にご連絡ください。

別紙第5号様式（規則第5条第5項関係）

梨大総発第 号
年 月 日

第三者に係る法人文書の開示請求に関する通知

殿

国立大学法人山梨大学

あなたに関する情報が記録されております法人文書について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条の規定により開示の請求がありましたので通知します。

については、この情報の開示の当否についてご意見がある場合は、書面（様式任意）によりお知らせください。

法人文書の名称	
法人文書に記録されているあなたに関する情報の内容	
開示しようとする場合の摘要条項及びその理由	
開示請求の年月日	年 月 日
開示不開示の決定予定年月日	年 月 日
意見書提出先	国立大学法人山梨大学総務部総務課 住所：〒400-8510 甲府市武田4-4-37 (電話番号：(055) 220-8004)
意見提出期限	年 月 日

(注) 不明な点がある場合には、総務部総務課（TEL 055-220-8004）にご連絡ください。
なお、意見書の提出がない場合は、本学の決定に従うものといたします。

別紙第6号様式（規則第5条第6項関係）

梨大総発第 号
年 月 日

第三者に係る法人文書開示決定通知

殿

国立大学法人山梨大学

あなたに関する情報が記録されております法人文書の開示請求について、先にご意見をいただきましたが、この度開示することを決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第14条第3項の規定により、次のとおりお知らせします。

法人文書の名称	
法人文書に記録されているあなたに関する情報の内容	
開示決定をした理由	
法人文書の開示の年月日	年 月 日

この決定に異議がある場合は、国立大学法人山梨大学に対して法人文書の開示の日の前日までに異議申立てをすることができます。

（注）不明な点がある場合には、総務部総務課（TEL 055-220-8004）にご連絡ください。

別紙第7-1号様式（規則第5条第7項関係）

梨大総発第 号
年 月 日

法人文書開示決定通知書

殿

国立大学法人山梨大学

年 月 日付けで申請のありました法人文書の開示の請求については、その全部について開示することと決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定により、次のとおり通知します。

開示請求書における開示の実施方法どおり開示の実施ができるかどうかの別	1) 開示請求書のとおり開示の実施ができる 2) 開示請求書のとおり開示の実施ができない 実施できない理由：
求めることができる開示の実施方法及びその方法ごとの開示実施手数料の額	①閲覧 ②写しの交付 ③ その他 予想される開示手数料の額： 円
大学において開示を実施できる日時及び場所 〔別添の「開示の実施方法の申出書」には、これらの日のうちから希望する日を選択してください。〕	1) 年 月 日 () 時 分 2) 年 月 日 () 時 分 3) 年 月 日 () 時 分 場所： 住所：
写しの送付による法人文書の開示を希望する場合における準備に要する日数及び郵便料の額	準備に要する日数 日間 郵送料の額 円

(注1) 不明な点がある場合には、総務部総務課 (TEL 055-220-8004) にご連絡ください。

(注2) この通知があった日から30日以内に開示の実施の方法を別添「開示の実施方法の申出書」に記入のうえ、総務部総務課まで提出してください。

なお、開示請求書のとおり開示の実施ができる場合で、当該開示方法等を変更しないとき（開示実施手数料が無料の場合に限る。）は、「開示の実施方法の申出書」を改めて提出する必要はありません。

(注3) 開示実施手数料は開示実施日に開示実施場所で納入するか、開示実施日までに送付願います。（金額は、後日改めて連絡します。）

(注4) 開示実施手数料の減額又は免除を希望する場合は、「開示実施手数料減額・免除申請書」に必要事項を記載し、必要証明書を添付のうえ「開示の実施方法の申出書」と共に提出願います。

第7-2号様式（規則第5条第7項関係）

梨大総発第 号
年 月 日

法人文書部分開示決定通知書

殿

国立大学法人山梨大学

年 月 日付けで申請のありました法人文書の開示の請求については、その一部を開示することと決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定により、次のとおり通知します。

開示しない部分及び一部を開示しない理由	
開示請求書における開示の実施方法どおり開示の実施ができるかどうかの別	1) 開示請求書のとおり開示の実施ができる 2) 開示請求書のとおり開示の実施ができない 実施できない理由：
求めることができる開示の実施方法及びその方法ごとの開示実施手数料の額	①閲覧 ②写しの交付 ③その他 予想される開示手数料の額： 円
大学において開示を実施できる日時及び場所 別添の「開示の実施方法の申出書」には、これらの日のうちから希望する日を選択してください。	1) 年 月 日 () 時 分 2) 年 月 日 () 時 分 3) 年 月 日 () 時 分 場所： 住所：
写しの送付による法人文書の開示を希望する場合における準備に要する日数及び郵便料の額	準備に要する日数 日間 郵送料の額 円

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国立大学法人山梨大学に対して審査請求をすることができます。

(注1) 不明な点がある場合には、総務部総務課 (TEL 055-220-8004) にご連絡ください。

(注2) この通知があった日から30日以内に開示の実施の方法を別添「開示の実施方法の申出書」に記入のうえ、総務部総務課まで提出してください。

なお、開示請求書のとおり開示の実施ができる場合で、当該開示方法等を変更しないとき（開示実施手数料が無料の場合に限る。）は、「開示の実施方法の申出書」を改めて提出する必要はありません。

(注3) 開示実施手数料は開示実施日に開示実施場所で納入するか、開示実施日までに送付願います。（金額は、後日改めて連絡します。）

(注4) 開示実施手数料の減額又は免除を希望する場合は、「開示実施手数料減額・免除申請書」に必要事項を記載し、必要証明書を添付のうえ「開示の実施方法の申出書」と共に提出願います。

第7-3号様式（規則第5条第7項関係）

梨大総発第 号
年 月 日

法人文書不開示決定通知書

殿

国立大学法人山梨大学

年 月 日付けで申請のありました法人文書の開示の請求については、開示しないことと決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定により、次のとおり通知します。

法人文書の名称	
開示しない理由	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国立大学法人山梨大学に対して審査請求をすることができます。

（注）不明な点がある場合には、総務部総務課（TEL 055-220-8004）にご連絡ください。

別紙第8号様式（規則第6条第2項関係）

年 月 日

開示の実施方法の申出書

国立大学法人山梨大学 殿

ふりがな
氏 名 （法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所又は居所 〒

電話番号 () -

年 月 日付け梨大総発第 号で通知のありました法人文書の開示・部分開示決定について、下記のとおり開示の実施を受けたいので、申し出ます。

<p>開示の実施方法</p> <p>開示・部分開示決定通知書記載の「求めることができる開示の実施方法」から選択して記入すること。</p> <p>なお、法人文書の部分ごとに異なる開示の実施方法を求める場合は、その旨及びその部分ごとの開示の実施方法を記入すること。</p>	<p>1) 開示の実施方法</p> <p>2) 部分ごとに異なる開示の実施方法</p>
--	---

（*以下については、該当する事項を○で囲み、右に詳細を記入してください。）

ア 法人文書の一部について開示の実施を求める。	（開示の実施を求める部分）
イ 大学において開示の実施を希望する。	（開示の実施を希望する日） 年 月 日 () 時 分
ウ 写しの送付の方法による開示の実施を求める。	（写しの送付先（上記住所又は居所と同じ時は記入不要）） 〒
エ 開示実施手数料の納入方法	1) 開示実施日に開示実施場所で納入する 2) 開示実施前までに納付する

（注）開示請求書のとおり開示の実施を求める場合（開示実施手数料が無料の場合に限る。）は、本書を提出する必要はありません。

別紙第9号様式（規則第6条第2項関係）

年 月 日

更なる開示の申出書

国立大学法人山梨大学 殿

ふりがな
氏 名 （法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所又は居所 〒

電話番号 () -

年 月 日付け梨大総発第 号で通知のありました法人文書の開示・部分開示決定について、年 月 日に開示の実施を受けましたが、下記のとおり更なる開示の実施を受けたいので、申し出ます。

<p>開示の実施方法</p> <p>（開示・部分開示決定通知書記載の「求めることができる開示の実施方法」から選択して記入すること。</p> <p>なお、法人文書の部分ごとに異なる開示の実施方法を求める場合は、その旨及びその部分ごとの開示の実施方法を記入すること。</p>	<p>1) 開示の実施方法</p> <p>①閲覧 ②写しの交付 ③その他</p> <p>2) 部分ごとに異なる開示の実施方法</p>
---	--

（*以下については、該当する事項を○で囲み、右に詳細を記入してください。）

<p>ア 法人文書の一部について開示の実施を求める。</p>	<p>（開示の実施を求める部分）</p>
<p>イ 大学において開示の実施を希望する。</p>	<p>（開示の実施を希望する日）</p> <p>年 月 日 () 時 分</p>
<p>ウ 写しの送付の方法による開示の実施を求める。</p>	<p>（写しの送付先（上記住所又は居所と同じ時は記入不要））</p> <p>〒</p>

（注）正当な理由がある場合を除き、一度受けた方法と同一の方法による開示を求めることはできません。

第10号様式（規則第9条第2項関係）

年 月 日

開示実施手数料減額・免除申請書

国立大学法人山梨大学 殿

ふりがな
氏 名 （法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所又は居所 〒

電話番号 () -

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第17条第3項の規定により、次のとおり開示実施手数料の減額又は免除を申請します。

減額又は免除を 求める額 (ただし、2,000円 を限度とする。)	円
減額又は免除を 求める理由	

(注1) 生活保護法による扶助を受けていることを理由とする場合は、当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては、当該事実を証明する書面を添付してください。

(注2) この申請書は、開示の実施方法の申出書と併せて提出してください。

別紙第11号様式（規則第9条第4項関係）

梨大総発第 号
年 月 日

開示実施手数料減額・免除決定通知書

殿

国立大学法人山梨大学

年 月 日付けで申請のありました開示実施手数料減額・免除申請については、次のとおり決定したので通知します。

決定内容	
減額又は免除しない場合の開示実施手数料	開示実施手数料： 円

（注1）決定内容が「全額免除」の場合以外は、開示実施日に開示場所に開示実施手数料を納入するか、あるいは開示実施前日までに送付願います。

（注2）不明な点がある場合には、総務部総務課（TEL 055-220-8004）にご連絡ください。

別紙第12号様式（規則第11条第2項関係）

梨大総発第 号
年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会への諮問に関する通知

殿

国立大学法人山梨大学

年 月 日付けで審査請求のありました件については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第19条第2項の規定により、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので通知します。

審査請求のあった法人文書の名称又は内容	
諮問した年月日	年 月 日
諮問の内容	

(注) 不明な点がある場合には、総務部総務課（TEL 055-220-8004）にご連絡ください。

第13号様式（規則第11条第3項関係）

梨大総発第 号
年 月 日

審査請求に対する決定通知書

殿

国立大学法人山梨大学

年 月 日付けで審査請求のありました件については、次のとおり決定しましたので、通知します。

審査請求のあった法人 文書の名称	
審査請求に対する決定	
審査請求に対する決定 理由	

(注) 不明な点がある場合には、総務部総務課（TEL 055-220-8004）にご連絡ください。